様式８

年　　月　　日

独立行政法人情報処理推進機構

理事長　齊藤　裕　殿

住所

名称 　　印

所属、役職

責任者 　　印

誓　約　書

上記〇〇〇（以下「当社」という。）の申請に基づき審査登録機関がその登録台帳に登録した当社サービスを、貴機構が、その公開にかかる「情報セキュリティサービス基準適合サービスリスト」（以下「サービスリスト」という。）に、その適当と判断する時期と態様で掲載し(一部分のみの掲載、登録台帳の登録内容の変更に伴う修正等を含む)、又はその判断により掲載しない場合があることに同意するとともに、以下のとおり誓約いたします。

１．当社サービスがサービスリストに掲載された場合は、別添の貴機構が定める「情報セキュリティ基準適合サービスリスト掲載に関する遵守事項」（以下「遵守事項」という。）を遵守します。また、遵守事項に変更があった場合は、遅滞なくこれに対応し変更後の新遵守事項を遵守します。

２．当社の言動の全部又は一部に遵守事項に反する部分があり、或いは審査登録機関に起因する理由により、又はその他の公益上の理由により、当社のサービスについてのサービスリスト掲載内容の全部又は一部が、予告なく削除（一時的な削除を含む）される場合があることを了承します。

３．審査登録機関が定める登録有効期限又は貴機構が定める掲載期限前に当社のサービスについてのサービスリスト掲載内容の全部又は一部が削除された場合、当社は、貴機構又は審査登録機関からその通知を受け次第遅滞なく、その旨を当該サービスの顧客に通知し、かつ当社のWeb サイト等にて公表します。なお、その旨を貴機構が、その適当と判断する時期と態様で独自に公表する場合があることを了承します。

４．当社のサービスについてのサービスリスト掲載内容の全部又は一部の削除、又は貴機構による前項なお書き所定の公表に起因し、又はこれらに関連して当社に生じ得る全ての損失・損害等につき、当社は、貴機構に対して賠償、補償その他一切の法的責任を問いません。

以上

別　添

情報セキュリティサービス基準適合サービスリスト掲載に関する遵守事項

１．目的

本「情報セキュリティサービス基準適合サービスリスト掲載に関する遵守事項」は、情報セキュリティサービス事業者が、独立行政法人情報処理推進機構（以下、「機構」という。）が公開する「情報セキュリティサービス基準適合サービスリスト」に自社のサービスを掲載するために遵守しなければならない事項を規定する。

２．用語及び定義

1. 情報セキュリティサービス基準

経済産業省がガイドラインとして公開する情報セキュリティサービスに関する基準。（改訂等ある場合は、改訂等後の基準。以下、「サービス基準」という。）

1. 情報セキュリティサービス基準適合サービスリスト

機構が、各審査登録機関の登録台帳の登録内容を原則としてそのまま掲載して公開するリスト。（改訂等ある場合は、改訂等後のリスト。以下、「サービスリスト」という。）

1. 審査登録機関

情報セキュリティサービス事業者からの申請を受けて、当該事業者が提供する情報セキュリティサービスのサービス基準への適合性について審査し、基準を満たしているサービスをその登録台帳に登録する機関。

３．遵守事項

　情報セキュリティサービス事業者は、以下の事項を遵守しなければならない。

1. 常に国内法令、及び提供する情報セキュリティサービスについてサービス基準を遵守すること。
2. 機構及びサービスリストの信頼を損なうような方法で、サービスリストを使用しないこと。
3. 事実を誤認させる恐れのある方法でサービスリストを使用しないこと。
4. サービスリストを言及する場合は、サービスリストに掲載されているサービスについてのみ言及すること。
5. 機構又はサービスリストが、掲載されているサービスの品質等を保証し、又は掲載されている事業者を何らかの意味で保証しているような誤解を与える恐れのある表明又は説明を行わないこと。
6. サービスリストの掲載内容に相当する事実に変更が生じた場合は、遅滞なく審査登録機関及び機構に書面で届け出ること。この場合、届け出の内容のサービスリストへの反映は、機構が適当と判断する時期と態様で実施されることを了承すること。
7. 機構から照会されたサービスに関する苦情等について、誠実かつ迅速な調査及び解決に最善を尽くすこと。

以上